

〔福祉用具貸与〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
三菱電機ライフサービス株式会社 熊本支店 菊池郡西合志町御代志 997	三菱電機ライフサービス株式会社 代表取締役 萩尾龍二 東京都千代田区丸の内 2-2-3	平成 14 年 7 月 29 日

〔痴呆対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームしんわ 天草郡新和町小宮地字渡浦 763-2	社会福祉法人緑新会 理事長 船元隆 天草郡新和町小宮地渡浦 763-2	平成 14 年 12 月 1 日

熊本県告示第 256 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 15 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 湯前町
- 2 事業の種類 湯前駅前公園広場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 熊本県球磨郡湯前町字上牧原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第 20 条第 1 号に掲げる要件への適合性について
本件事業は、湯前町が公園広場を整備するものであり、土地収用法第 3 条第 32 号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、広場」に該当するため、土地収用法第 20 条第 1 号に掲げる要件を充足するものと判断される。
 - (2) 土地収用法第 20 条第 2 号に掲げる要件への適合性について
起業者は、本件事業に係る用地費及び工事費について一般会計、補助金及び起債により既に予算措置を講じている。また、予定された補助金又は起債の許可が得られない等財源に不足を生じる場合には、一般財源で措置する旨の確約も得られている。
以上のことから、起業者は土地収用法第 20 条第 2 号に掲げる要件を充足するものと判断される。
 - (3) 土地収用法第 20 条第 3 号に掲げる要件への適合性について
ア 本件事業は、過疎化・少子高齢化の進行する湯前町における商業振興の施策として、中心市街地のオアシスとしての空間、地域住民の交流の場としての空間及び観光客を街中に誘導し、商店街のにぎわいを支える基盤という役割を担う施設を整備するものであり、活気ある中心市街地の形成ひいては町全体の活性化に寄与するものである。
また、高齢者の健康づくり、生きがいづくりや世代間交流による子ども達の健全育成も図られることから、本件事業により得られる利益は大きいものであると考えられる。
イ 一方、都市部にオアシス機能を持たせるためにまとまった空間を確保できることを条件に 3 案を選定し、社会的、技術的及び経済的条件について比較検討した結果、交通アクセスが良好であり、要する経費が最も少ない等他の 2 案に比べ最も優れているものとして起業地が選定されている。本件起業地においては、駐輪場等の移転を要するが、移転先が確保されており、当該地区からは公園設置の要望書も出ていることから、本件事業による失われる利益は軽微であると考えられる。
ウ また、本件起業地は、公園広場整備に必要な最小限の範囲であると認められる。
エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業においては、施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。また、ウにより起業地は必要最小限の範囲に限定されていることから、本件事業は土地収用法第 20 条第 3 号に掲げる要件を充足すると判断される。
 - (4) 土地収用法第 20 条第 4 号に掲げる要件への適合性について
湯前町においては、過疎化・少子高齢化の傾向が続いており、町の商工業の拠点である中心街にも大きく影響を及ぼしている。そこで、町では商業振興の具体化策として「湯前町中心市街地活性化基本計画」を策定し、この計画に基づき景観整備等の推進を図り、中心市街地活性化に取り組んでいる。しかし、整備された町並みだけでは住民や来訪者にとって快適でにぎわいのある魅力的なまちを創造するに至っていない。
このような状況の中で本件事業は、緑地の少ない中心市街地地域に憩いと安らぎを感じるようなオアシスとしての機能を持たせ、地域の商工業者や地域住民の心身